

令和6年（行ウ）第53号 裁判官報酬減額分等請求事件

原告 竹内浩史

被告 国

2026（令和8）年5月25日

第11準備書面

名古屋地方裁判所 民事第1部 合議口C係 御中

原告訴訟代理人弁護士

水野幹男



同

北村栄



同

新海聡



ほか

原告は、被告第5準備書面について、以下のとおり主張する。

記

第1 被告が回答の拒否を続けていること

被告は、被告第5準備書面の「第1」において、「所長等の職」と裁判官の報酬の号との関連を述べている。

しかし、これまで何度も繰り返し述べてきたとおり、裁判所および原告が釈明を求めてきたのは、下記の点である（第4回口頭弁論調書）。

「10期程度分の裁判官に係る、判事3号、4号で、定年又は定年に近い年齢で退官した裁判官の人数及び割合について明らかにする。」

しかるに、被告は、またしても上記の点について全く答えていない。ここまで被告が回答を避けるのは、最近10年間において「判事3号、4号で、定年又は定年に近い年齢で退官した裁判官」は原告の他にはおらず、そのことが明らかになれば、原告に対する不当差別と差別意思の存在が決定的となるからに他ならない。

裁判所におかれても、最近10年間において「判事3号、4号で、定年又は定年に近い年齢で退官した裁判官」は原告の他にはいないとの認定をするよう求める。

第2 原告本人の評価書の提出について

1 評価書の提出拒否の理由が不合理であること

- (1) 被告は、被告第5準備書面の「第2」において、「評価書の記載内容が争点となっているわけではない。」とか「原告の昇給に関する不当な差別」があったとは到底いえない」等として、評価書を提出する必要はないと主張している。

しかし、上記被告の主張は前提自体が不合理である。訴状で述べたとおり、提訴時において、原告と同期の現職裁判官のほぼ全員が判事1号に昇給していると推認され、40期以降の判事265人程度が判事2号以上に昇給していると思われるにもかかわらず、原告は10年間昇給がなく3号に据え置かれたままである（訴状13頁および別紙「司法修習39期以上で現職の裁判官一覧表」）。

このように昇給において原告だけが取り残されている事実が仮に正当化されるとすれば、それは原告の裁判官としての能力が突出して低い場合だけであろう。しかし、原告の評価書の内容が明らかになれば、原告の能力が低いという事実はなく、昇給におい

て原告だけが取り残されている事実が「不当な差別」であることは明白となる。

被告は、このような事態になるのを避けるため、昇給において原告だけが取り残されている事実をあえて無視し、「評価書の記載内容が争点となっているわけではない。」とか「原告の昇給に関する不当な差別」があったとは到底いえない」等と強弁しているのである。被告のこのような態度は、第1で述べた求釈明に対する回答の拒否と一体をなすものである。

- (2) なお、3号以上の昇給と評価権者の評価との関係について、被告は、被告第1準備書面5～6頁において、以下のとおり述べている（下線は原告代理人）。

「裁判官の昇給については、・・・判事3号以上への昇給については、経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して決定されることとなる。なお、判事3号以上への昇給について、その他の考慮事項としては、評価権者による評価を挙げることができる。」

「このような運用は、・・・判事補に任命されてから20年を過ぎた後は、地方裁判所、家庭裁判所若しくは高等裁判所の裁判長、地方裁判所長又は家庭裁判所長などといったポストとの関係で、経験年数や力量といった各裁判官の個別的な要素が考慮要素として大きくなることのほか、長期間にわたる人事評価の積み重ねにより、おのずと各裁判官の評価が定着してくることを踏まえたものである」

すなわち、昇給の判断において評価権者による評価が考慮の対象になることは被告自身が述べていることであるし、その評価内容を記載した資料が評価書である。

このように昇給と評価書との間に強い関連性があることは被告

自身が認めているのである。

- (3) 以上のとおり、被告の述べる評価書の提出拒否の理由は、不合理であるだけでなく、これまでの被告自身の主張とも矛盾している。

2 開示制度の本来の目的は重要ではないこと

また、被告は、同じく「第2」において、評価書を開示することは「評価書の開示制度の目的から大きく外れる」などと主張している。

しかし、開示制度の本来の目的は、ここでは重要ではない。上述のとおり、評価書の内容が明らかになれば「不当な差別」であることが明白になるという重要な関係があるのである。

3 被告に対する求釈明

原告は、被告に対して、被告が評価書の開示を拒否するのは、原告の裁判官の能力が低いという事実はなかったことを認める趣旨と解してよいか明らかにするよう求める。

以上